

○厚生労働省告示第二百六十九号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十二条の規定に基づき、中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成十六年厚生労働省告示第三百五十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

「第五十二条第一号」を「第五十二条」に改め、第一号口中「又は第六十一条第二項」を削り、第三号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。